



環政第786号  
令和7年12月4日

名護市長 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



令和6年度名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る事後調査報告書について

令和7年8月27日付け名環対第143003号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

## 令和6年度名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る事後調査報告書に対する 環境保全措置要求

### 1 陸域動物について

令和6年度事後調査報告書において、「シラユキヤマタカマイマイは、令和5年度の事後調査で確認された個体数からほとんど変化が見られなかった一方で、移動を行った令和4年度調査時と比較して大きく減少した。」と報告されている。

については、事業実施以前の植生調査の結果と比較し、事業による高木類の枯死、被度の減少、林内の乾燥化等の環境影響が確認された場合や、「動物事後調査結果の評価基準(事後調査報告書表 7.1-5)」により、顕著な生息不良と判断された場合には、再移動等を含めた追加の環境保全措置を検討すること。

さらに、シラユキヤマタカマイマイ、パンダナマイマイ及びオキナワキノボリトカゲの移動先は事業者所有の土地ではないことから、事業者が実施する環境保全措置について土地の所有者と十分な調整を図ること。